

# 消防団自身のあり方の見直しについて

# 訓練・操法大会のあり方について

# 操法とは

- 操法とは、消防用機械器具の取扱い及び操作のことをいう。
- 消防吏員及び消防団員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作の基準を定め、火災防御の万全を期すことを目的として、「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）が定められている。



（参考）「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）（抄）

**第一条** この基準は、消防吏員及び消防団員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作（以下「操法」という。）の基本を定め、もつて火災防ぎの万全を期することを目的とする。

# ポンプ車操法・小型ポンプ車操法の一連の動き

- ポンプ車操法・小型ポンプ車操法の訓練の様子や一連の動きは、地域住民の方々、消防職団員、地方公務員等の方々にインターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供する「防災・危機管理e-カレッジ」にも掲載している。

FDMA 総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency

▼ 本文へ ▶ リンク集 ▶ English ▶ ご意見・ご感想 文字サイズ 標準 大 キーワード検索

ホーム 報道発表等 災害情報 消防庁の役割 消防庁について 審議会・検討会等 法令 刊行物

総務省消防庁ホーム > 防災・危機管理eカレッジ > ① ポンプ車操法 1. はじめに

### ① ポンプ車操法 1. はじめに



0:01:42 0:08:22

ポンプ車操法を学習しましょう。  
訓練の様子を映像で、ポンプ車操法の定位・実施手順を図で解説していきます。  
繰り返し訓練を積むことで、一連の動作と団員間の連携を高め、身につけた能力を実践で十分に発揮することが重要です。  
まず一連の動きを見てみましょう。

① ポンプ車操法

- 1. はじめに【表示中】
- 2. 待機から下車
- 3. 第1線延長(指揮者)
- 4. 第1線延長(1番員)

eカレッジTOP  
入門コース ★☆☆  
一般コース ★★☆☆  
専門コース ★★★

eカレッジの内容紹介  
PDFダウンロード

サイトマップ  
当サイトのコンテンツを確認できます。

子ども ぼうさい ランド

過去の災害から学ぶ

消防団員のための学習用教材等

感染症予防対策映像資料

警戒レベルに関する映像資料

救急隊員 教育用動画教材

救急業務における通信司令員の役割

### ① ポンプ車操法 3. 第1線延長(指揮者)



第1線延長です。  
ここからは、各隊員ごとの動きを実際の映像と図で解説します。  
指揮者の動きです。  
下車後、直ちに操作指揮位置に移動します。  
ポンプ車前方5メートル、ポンプ車右側4メートルの位置が操作指揮位置です。ここで3番員・4番員の吸着操作及び、1番員・2番員のホース延長などを監視します。  
つづいて2番員が第1ホースを延長後、おす金具を地面に置くと同時に、指揮者は1番員に先行して火点に向かって前進します。  
火点(標的)の状況を確認します。  
左に大きく向きを変え、ここで2番員からの「伝達終わり」の合図があるまで、操作の状況を確認します。  
合図のあと、右に大きく向きを変え火点状況を確認します。  
火点指揮位置は1番員から斜め右前方、おおむね3メートルとなっています。  
操作指揮位置はポンプ車前方5メートル、ポンプ車右側4メートルのところ。3番員・4番員の吸着操作、1番員・2番員のホース延長などを監視します。  
2番員が第1ホースを延長後、おす金具を地面に置くと同時に、1番員に先行して火点指揮位置へ移動します。  
火点(標的)の状況を確認したあと、身体を向きを変え操作状況を確認します。  
2番員の「伝達終わり」を合図に身体を火点方向に変え、状況を確認します。  
火点指揮位置と1番員との距離はおおむね3メートルです。

① ポンプ車操法

- 1. はじめに
- 2. 待機から下車

eカレッジTOP  
入門コース ★☆☆  
一般コース ★★☆☆  
専門コース ★★★

eカレッジの内容紹介  
PDFダウンロード

サイトマップ  
当サイトのコンテンツを確認できます。

子ども ぼうさい ランド

過去の災害から学ぶ

消防団員のための学習用教材等

感染症予防対策映像資料

警戒レベルに関する映像資料

救急隊員 教育用動画教材

救急業務における通信司令員の役割

消防団員のための防災・危機管理eカレッジ  
消防団員や自主防災組織等の防災・危機管理の研修等に活用ください。

防災・危機管理e-カレッジ

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>



# 操法大会の概要

- 全国消防操法大会は、都道府県代表の消防団員が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会である。
- 都道府県の代表隊の決め方は各都道府県によって様々であるが、一般的には都道府県大会の優勝隊が出場することが多い。
- 消防庁と日本消防協会の共催で男性・女性それぞれの大会を隔年に一度開催している。
  - ・ 全国消防操法大会（主に男性が参加）  
全国消防操法大会で競技される消防ポンプ操法は、次の2種目。
    - ・ 消防ポンプ自動車を使用した「ポンプ車操法」（5名）
    - ・ 持ち運び可能な小型動力ポンプを使用した「小型ポンプ操法」（4名）※それぞれの種目について、半数の都道府県の代表隊が出場（各都道府県は大会ごとに出場する種目を変える）。
  - ・ 全国女性消防操法大会  
全国女性消防操法大会で競技される消防ポンプ操法は、次の1種目。
    - ・ 軽可搬ポンプを使用した「軽可搬ポンプ操法」（5名）
  - ・ 審査の要点  
「士気・規律」「迅速な行動・動作・チームワーク」「確実な操作」「消防用機械器具の精通とその愛護」「各隊員の安全」を要点に審査。



# 全国消防操法大会及び全国女性消防操法大会の開催実績等

| 全国消防操法大会   | 年度  | H22            | H23            | H24           | H25            | H26           | H27            | H28            | H29           | H30            | R1            | R2   |
|------------|-----|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|------|
|            | 回数  | 第22回           |                | 第23回          |                | 第24回          |                | 第25回           |               | 第26回           |               | 第27回 |
|            | 開催日 | H22.<br>11. 12 |                | H24.<br>10. 7 |                | H26.<br>11. 8 |                | H28.<br>10. 14 |               | H30.<br>10. 19 |               | 中止   |
|            | 開催地 | 愛知県            |                | 東京都           |                | 東京都           |                | 長野市            |               | 富山市            |               | 市原市  |
| 全国女性消防操法大会 | 回数  |                | 第20回           |               | 第21回           |               | 第22回           |                | 第23回          |                | 第24回          |      |
|            | 開催日 |                | H23.<br>10. 19 |               | H25.<br>10. 17 |               | H27.<br>10. 15 |                | H29.<br>9. 30 |                | R1.<br>11. 13 |      |
|            | 開催地 |                | 横浜市            |               | 横浜市            |               | 横浜市            |                | 秋田市           |                | 横浜市           |      |

# 都道府県消防操法大会

| 都道府県名 | 主催・共催                                                        | 備考              |
|-------|--------------------------------------------------------------|-----------------|
| 北海道   | 北海道<br>北海道消防協会                                               |                 |
| 青森県   | 青森県消防協会                                                      | 青森県は後援          |
| 岩手県   | 岩手県消防協会                                                      | 岩手県は後援          |
| 宮城県   | 宮城県<br>宮城県消防協会                                               |                 |
| 秋田県   | 秋田県<br>秋田県消防協会                                               |                 |
| 山形県   | —                                                            | 県消防操法大会は実施していない |
| 福島県   | 福島県<br>福島県消防協会                                               |                 |
| 茨城県   | 茨城県<br>茨城県消防協会                                               |                 |
| 栃木県   | 栃木県消防協会                                                      | 栃木県は後援          |
| 埼玉県   | 埼玉県<br>埼玉県消防協会                                               |                 |
| 群馬県   | 群馬県<br>群馬県消防協会                                               |                 |
| 千葉県   | 千葉県<br>千葉県消防協会                                               |                 |
| 東京都   | 東京都消防協会<br>東京消防庁                                             |                 |
| 神奈川県  | 神奈川県<br>神奈川県消防協会                                             |                 |
| 新潟県   | 新潟県<br>新潟県消防協会<br>（開催地市町村<br>開催地市町村が所属<br>する新潟県消防協会<br>地区支会） |                 |
| 富山県   | 富山県<br>富山県消防協会                                               |                 |
| 石川県   | 石川県<br>石川県消防協会                                               |                 |

| 都道府県名 | 主催・共催                                 | 備考     |
|-------|---------------------------------------|--------|
| 福井県   | 福井県<br>福井県消防協会                        |        |
| 山梨県   | 山梨県消防協会                               | 山梨県は後援 |
| 長野県   | 長野県<br>長野県消防協会                        |        |
| 岐阜県   | 岐阜県<br>岐阜県消防協会<br>（開催地市町村<br>開催地消防協会） |        |
| 静岡県   | 静岡県消防協会<br>静岡県                        |        |
| 愛知県   | 愛知県<br>愛知県消防協会<br>（開催市（町村））           |        |
| 三重県   | 三重県<br>三重県消防協会                        |        |
| 滋賀県   | 滋賀県<br>滋賀県消防協会                        |        |
| 京都府   | 京都府<br>京都府消防協会                        |        |
| 大阪府   | 大阪府<br>大阪府消防協会                        |        |
| 兵庫県   | 兵庫県<br>兵庫県消防協会                        |        |
| 奈良県   | 奈良県<br>奈良県消防協会                        |        |
| 和歌山県  | 和歌山県<br>和歌山県消防協会                      |        |
| 鳥取県   | 鳥取県<br>鳥取県消防協会                        |        |
| 島根県   | 島根県<br>島根県消防協会<br>開催地市町村              |        |

| 都道府県名 | 主催・共催                               | 備考                                                                  |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 岡山県   | 岡山県消防操法大会実行委員会                      | 岡山県、岡山県消防協会、備前・備中・美作地区消防連絡協議会、岡山県消防長会で構成される組織                       |
| 広島県   | 広島県<br>広島県消防協会                      |                                                                     |
| 山口県   | 山口県<br>山口県消防協会<br>山口県消防クラブ連合会       |                                                                     |
| 徳島県   | 徳島県<br>徳島県消防協会                      |                                                                     |
| 香川県   | 香川県<br>香川県消防協会                      |                                                                     |
| 愛媛県   | 愛媛県<br>愛媛県消防協会                      |                                                                     |
| 高知県   | 高知県<br>高知県消防協会                      |                                                                     |
| 福岡県   | 福岡県<br>福岡県消防協会                      |                                                                     |
| 佐賀県   | 佐賀県<br>佐賀県消防協会                      |                                                                     |
| 長崎県   | 長崎県<br>長崎県消防協会                      |                                                                     |
| 熊本県   | 熊本県<br>熊本県消防協会<br>（開催地市町村・消防団・消防本部） |                                                                     |
| 大分県   | 大分県消防操法大会実行委員会                      | ※実行委員会は、以下3者で構成<br>①大分県生活環境部防災局消防保安室<br>②一般財団法人 大分県消防協会<br>③大分県消防学校 |
| 宮崎県   | 宮崎県<br>宮崎県消防協会                      |                                                                     |
| 鹿児島県  | 鹿児島県<br>鹿児島県消防協会                    |                                                                     |
| 沖縄県   | 沖縄県<br>沖縄県消防協会                      |                                                                     |

## 訓練や操法大会に対する団員からの意見①

- 訓練や操法大会について、拘束時間の長さや訓練の頻度の高さから負担であるという意見や、操法が実際の災害現場での活動に即していないというような意見が消防団員から寄せられている。
- 岐阜県高山市や山形県遊佐町<sup>ゆざまち</sup>で消防団員や住民に対して実施したアンケートや消防庁に一般の方から寄せられた意見においても、同様のものが寄せられていた。



## 訓練や操法大会に対する団員からの意見②

### 【参考】総務省・消防庁あて「ご意見・お問合せメール」等に寄せられた訓練や操法大会に関する主な意見（抜粋）

集計期間：令和2年11月13日～令和3年5月13日（武田大臣が消防団員の確保について会見した日より集計）  
件数：121件（うち訓練・操法大会に関するもの52件）

- ・ コロナ禍の今こそ、今まで続けてきた活動を大きく見直し、消防団に有意義な災害への訓練を行ってもらう時ではないでしょうか。
- ・ 操法大会ですが、実際の操法に役立つものならば良いですが、大幅に見直しをされたほうが良いと思います。
- ・ 操法大会の訓練は、実際の火災に役に立たないとは言いませんが、ほとんどが大会で好成績を狙う為の訓練です。しかもレベルアップするのは、選手である4～5人であり、選手以外のたくさんの団員は練習の準備に駆り出されているだけで、火災に対応した訓練にはなっていません。
- ・ 消防団員の維持・増加のためには操法大会のあり方の見直しなど団員の負担軽減しかないと思います。
- ・ 操法大会、夜警、出初式などのさまざまなイベントがあり休みがなく家族サービスができていません。

# 訓練や操法大会に対する団員からの意見③

## 【参考】岐阜県高山市実施のアンケートに寄せられた訓練や操法大会に関する主な意見

### 【アンケート概要】

調査の期間：平成29年11月1日～平成30年1月31日

回収結果：①高山市消防団活性化について（団員へのアンケート）

発送数 1,836人

回収数 1,543人

回収率 84.0%

②高山市消防団及び活動について（市民へのアンケート）

対象者数 733人（郵送500含む）

回収数 427人

回収率 58.2%

- ・ 団員の確保が難しい中、操法大会など負担がある行事が入団を敬遠する傾向にあると考える。消防の知識や実務経験が必要だと思うが、時代的に考えていかなければと思う。
- ・ 操法大会をやめる。もしくは出役を減らし、実際の火事場で役立つ技能、訓練、研修を。山に囲まれた場所なので、現場の者とも意見つきあわせて、山林火災や様々な状況に使える装備の検討、購入、配慮。
- ・ 平均年齢が高くなることによって、仕事、家族（子供）中学生以上になると部活、あるいは塾など子供に使う時間、お金が増え、いろいろな意味で負担が増える。消防以外の地域行事、体力的なこともあり、精神的な負担が増える。活動内容が今の時代に合っていない。変える必要がある。
- ・ 操法大会では一部の人しか行わないので、訓練を一人一人が実施できる方が良い。
- ・ 消火に関する訓練を第一に優先すべき。操法という形でなくとも、機械の使い方は学べるはず。

# 訓練や操法大会に対する団員からの意見④

ゆざまち

## 【参考】山形県遊佐町実施のアンケートに寄せられた訓練や操法大会に関する主な意見

### 【アンケート概要】（団員へのアンケート）

調査の期間：令和2年10月1日～令和2年11月30日

回収結果：発送数 603人

回収数 553人

回収率 91.7%

- ・ 不要と思える行事が多い。純粹に火事や水害で何をすべきかの訓練を年数回行えばよいのではと思う。自分の入団の時のように消防の行事や宴会を楽しむのを求めているのが若い世代。
- ・ 規律訓練も大事だが、災害時に何をしたいのかわからないという事がないよう、より実践的な操法訓練等に力を入れた方が身になると思う。
- ・ 操法大会参加はなくしていただきたい。出場する際の週3程度の練習が仕事と家庭に負担があるため。
- ・ 集落を火事から守る重要な役目だと思っています。消防団に入ったのであれば、訓練や集まり、点検等をきちんとやらせないといけない。
- ・ 消防団員が年々減少している。地元に若者が少なくなっている。しかし、団の行事は昔から変わらず、現在の団員には負担が大きくなっている。実際の現場で役に立つ技術的な行事ならいいと思うが、イベント的な行事は必要ないと思う。
- ・ 飲み会等を否定しませんが、参加できる人、できない人もおり、今の時代に合っていない。個人の口座に入金して、自腹でいいと思います。本当に必要な訓練ができていない、操法や礼式よりも大事なことがあると思います。

# 訓練や操法大会のあり方について①

- 操法大会については、これまで何度か国会でも取り上げられている。
- 操法訓練や操法大会は、消防技術の習得や士気の高揚、一体感の醸成などの効果があり、消防団員が、災害の最前線で安全に活動するためにも重要であるとされている。
- しかし、近年は訓練について、批判が多いこともあり、団員の負担にならないよう、消防庁から助言している。

(参考) 令和3年2月19日 衆議院総務委員会 武田総務大臣答弁

ご指摘の操法訓練、操法大会ですけれども、技術の習得、士気の高揚、団体の一体感など、いろいろな目的でやられているとは思いますが、我々としては、地域防災力の中核をなす消防団員が安全に活動するために重要な役割を担っているのではないかと思っております。

ただ、消防操法大会に向けた訓練については、ご指摘のとおり批判が多いという声があり、承知しておりますが、団員にとって負担にならないように、消防庁からは従来から助言はさせていただいております。訓練の方法などについては、地域の実情に応じてそれぞれの消防団で判断しなければならないと考えておりますが、消防団員の処遇に関する検討会におきましても、訓練の見直しに関する意見もあり、訓練を含めた消防団活動の在り方などについても検討していかねばならないと考えております。

(参考) 平成11年3月15日 参議院地方行政・警察委員会 谷合靖夫消防庁長官答弁

消防操法といいますか、そうしたものは、都道府県レベルの大会とかあるいは全国レベルの大会に向けて訓練が行われておるわけですが、一部の団員にはやっぱりそうした大会に向けての訓練ということで過剰な負担になるとか、あるいは若い団員の中では余りにも形式的過ぎてやはり問題があるのではないか、こんな御意見が出ていることも事実でございます。

私どもとしては、その消防操法というのはやっぱり消防団員として基本的な技術を習得するために欠かせない訓練である、そういう必要な訓練であるというふうには考えておりますけれども、そうしたいろんな方面の消防操法に対する御意見等も十分踏まえまして、全国大会を主催している日本消防協会というような関係団体とも十分意見交換をしながら、その操法のあり方というものについてはこれから検討していきたいというふうに考えております。

## 訓練や操法大会のあり方について②

- さらに、これまでの検討会においても次のようなご意見をいただいている。
  - ・ 訓練は必要だと思うが、団員の皆さんにとってより実践に即した訓練になるようなことを議論してほしい。（第3回 山内委員）
  - ・ 消防団員のなり手がいない要因として、操法訓練の負担が大きいことがあり、地域によっては親が入団を断ることもある。（第3回 石橋委員）
- 消防庁はこれまでも訓練等が消防団員に過重な負担とならないよう助言をしているが、団員からこのような意見が出るのはなぜか。

（参考）「消防団員の確保等に向けた重点取組事項について」（平成30年1月19日付け消防地第15号消防庁長官通知）（抄）

（2）基本団員を中心とした消防団員の確保等

①基本団員の確保と質の向上

基本団員の質の向上に向け、操法訓練のみならず、その他災害時に求められる役割を果たすために必要な知識・技術を身につけるための訓練等をバランスよく行うとともに、加重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施すること。

（参考）「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知）（抄）

⑤その他地域の実情に応じた退団への対策

上記の取組のほか、例えば、異なる分団等に所属する消防団員同士が定期的に交流できる機会の創出等による、消防団員としての活動をしやすい環境づくりや、加重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施することなど、地域の実情に応じ、消防団活動を継続しやすい環境の整備に向け、創意工夫を図ること。



## 訓練や操法大会のあり方について③

- 前ページまでに挙げた団員や住民等の意見を踏まえると、訓練や操法大会のあり方について以下のような論点が考えられるのではないかな。
  - ・ 操法大会の審査要領が各消防団に正しく理解されておらず、技術の向上と無関係で形式的な動作を行うことが推奨されていると誤認されているのではないかな。
  - ・ 「操法大会への参加が強制である」と思われているのではないかな。
  - ・ 訓練の内容が操法大会のためだけのものとなっており、災害現場で役立つものとなっていないのではないかな。

## 訓練や操法大会のあり方について④

- なお、操法大会への参加について再検討したり、災害現場でより生かせる訓練内容に変更した消防団もある。

茨城県下妻市・・・消防団員全員に意見を聞き、操法大会への不参加を決定。

長野県辰野町・・・操法大会への参加を取りやめ、訓練を地域の特性に合わせたものへ見直し。

神奈川県海老名市・・・市消防操法大会を毎年開催から隔年開催へ変更。

愛知県尾張旭市・・・市主催の操法大会を取りやめ、実践的な訓練会を開催。

- 今後、訓練や操法大会のあり方についてはどうあるべきか。

# （参考）訓練や操法大会のあり方を見直した団体①

## 長野県辰野町消防団（地域の特徴に合わせた訓練の実施）

### 【背景】

- 従前より「私生活への影響が大きい」「ただ競技性の高い大会になっている」という声が寄せられていた。
- そこで団員へのアンケート調査を実施した結果、大会への参加を見直し、より地域の特徴に即した訓練への移行へと踏み切った。

### 【見直しの結果】

- 全団員で一丸となって取り組む訓練へと移行したことで組織としての一体感が生まれ、「訓練が楽しくなった」という声が寄せられた。
- 上記により、新入団員も入りやすい組織の雰囲気が醸成された。



現在の訓練風景

## 茨城県下妻市消防団（操法大会への参加を取りやめ）

### 【背景】

- 被用者（サラリーマン）団員が増加する中、短期間で集中して訓練が必要となる操法大会への参加が、団員の仕事（本業）や家庭への大きな負担となっていた。
- 多数の団員より操法大会参加中止の嘆願書が提出されたことを受け、消防団内で検討を重ねた結果、最終的に団の総意として参加中止を決断した。

### 【見直しの結果】

- 今後、より実践を想定した訓練を定期的に行う方向で、現在調整を行っている。



操法大会の様子 15

## (参考) 訓練や操法大会のあり方を見直した団体②

神奈川県海老名市消防団（操法大会のあり方を見直し、実践的な訓練や団員の負担軽減を実施）

### 【背景】

- 平成28年に「消防団を考える会」という検討委員会（計3回開催）を立ち上げ、「なぜ消防団員は増えないのか」「変わることのできる組織を作る」などをテーマに団員やOBから意見を聞きながら話し合いをすすめた。

※ 検討委員会構成メンバー…消防本部管理職と消防団担当係、市消防団の幹部（本団3役および各分団長）

- 操法が負担であるという団員からの意見があり、全団員を対象にアンケートを実施。

### 【見直しの結果】

- 市操法大会は隔年で実施。
- 操法訓練が毎年行われないことに不安を訴える声もあり、市操法大会のない年は、消防団員の不安解消と消防力の低下を防ぐため、資機材の整備や取扱い訓練を実施。
- 他にも負担軽減措置として、火災出動体制を見直し、管轄する分団のみが出動する出動体制へ変更。



## (参考) 訓練や操法大会のあり方を見直した団体③

愛知県尾張旭市消防団（操法大会の開催を見直し、より実践的な訓練を実施）

### 【背 景】

- 令和元年10月頃消防団長から、本市で開催している操法大会に疑問を抱いている団員がいるため、大会の見直しまたは違う訓練を行うことができないかと提案があった。
- 消防団長と事務局で調整や消防団役員会議の結果、操法大会を取りやめ、より実践的な訓練を実施。

### 【見直しの結果】

- エンジンカッター、チェーンソー、油圧切断機の取扱い方法の習得を目指し、実際にパイプや木材を切断する救助訓練を実施。
- 消防活動に必要な基本的な技術を習得する訓練と大規模災害に備え、消防団が単独活動をすることを想定した火災戦術等に関する教養を実施。
- 地域消防防災施設（常備・非常備消防の複合施設）を新たに開設し、訓練の充実強化を検討。
- 団員からは、上記のような実践的な訓練を継続的に実施してほしい、頻度を増やしてほしいという声や、トランシーバーを活用した連携訓練などを企画してほしいという声が上がっている。





# (参考) 常備消防と連携した訓練事例①

## 兵庫県尼崎市消防団

### 【主な活動内容】

- 署団合同訓練  
市内6行政地区ごとに管轄消防署と合同訓練を実施。
- 資機材の取扱いや放水訓練等の技術訓練や実災害を想定した想定訓練を実施。



## 愛知県豊橋市消防団

### 【主な活動内容】

- 林野火災を想定した大規模訓練を毎年秋季に実施。
- 各分団の管轄消防署所と火災想定訓練等を実施し、実災害時の連携強化を図っている。
- 多様化する救助資機材等の取扱い訓練を定期的実施。



林野火災訓練



火災想定訓練



資機材取扱訓練

## (参考) 常備消防と連携した訓練事例②

### 宮崎県宮崎市消防団

#### 【主な活動内容】

- 舟艇訓練、チェーンソー取扱訓練、発水・中継送水訓練、無線取扱訓練、応急手当講習等を実施。
- 火災対応だけでなく、風水害、地震等、あらゆる災害に対応するため、幅広く訓練に励んでいる。

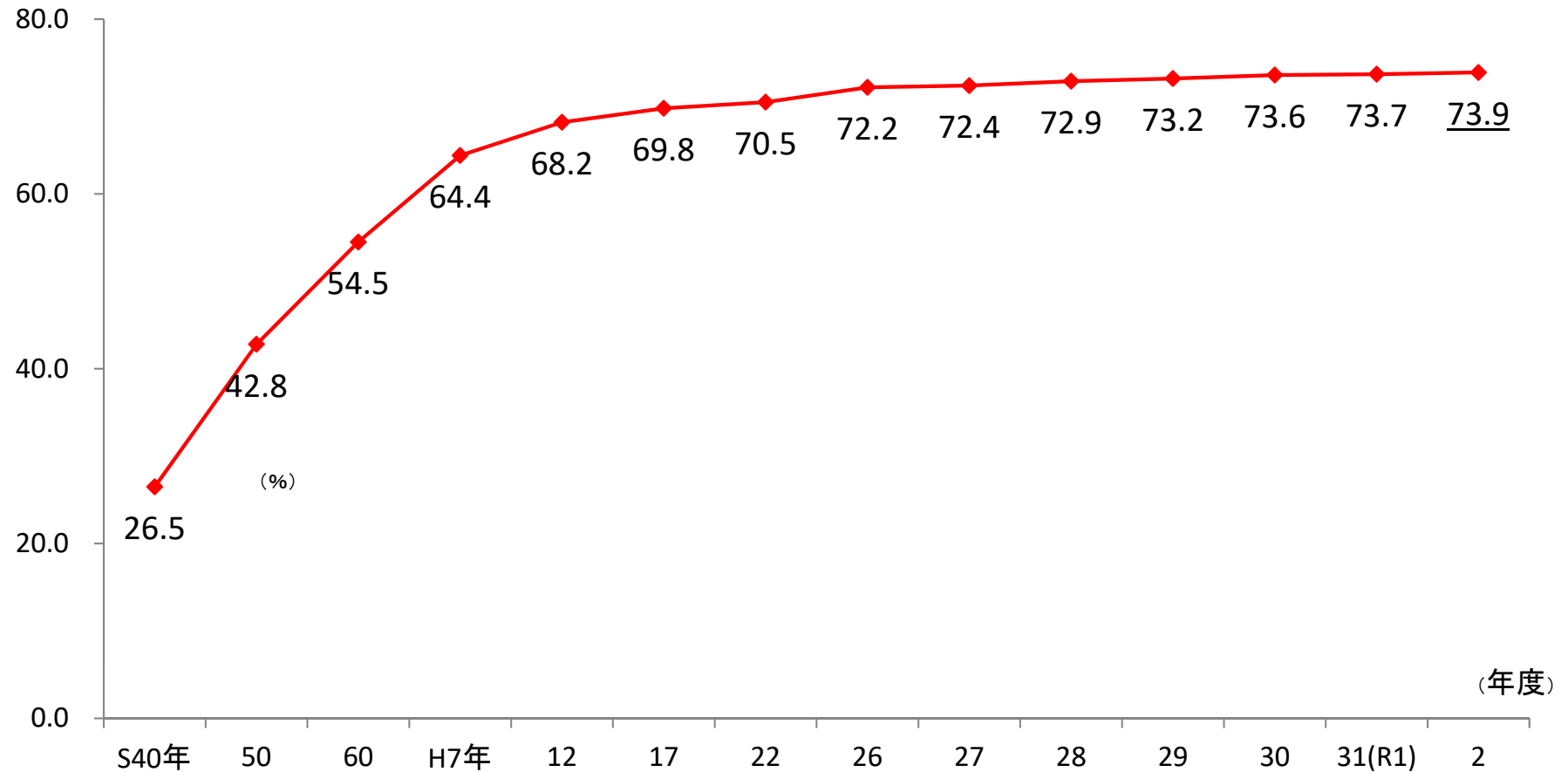


# 幅広い住民が参加しやすい 運営・活動環境について

## 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境（被用者）①

- 消防団員に占める被用者の割合は毎年上昇していることから（R2.4.1時点で73.9%）、事業所の消防団活動への理解を高めていくことは重要である。
- 検討会前半においても、事業所からの賛同の必要性についてご意見をいただいている。
  - ・ 市町村外に通勤する人たちは、通勤先の理解を得にくいため消防団員になりづらい現状がある。消防団加入に企業の協力を得るための支援や施策を講じられないか。（第1回 太田委員（代理：竹内防災課長））
- これまでも、消防団協力事業所制度の認定や企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業、消防団協力事業所への自治体による支援策（減税や入札参加資格の加点等）が行われてきたが、被用者である消防団員が活動しやすいよう事業所の理解を促進するためには、他にどのような対策を講じるべきか。

## 被用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被用者の割合が高くなってきており、令和2年4月1日現在、73.9%



# (参考) 消防団協力事業所表示制度等について①

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

## 認定要件

＜ 市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること） ＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク(シルバーマーク) ⇒



＜ 総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと） ＞

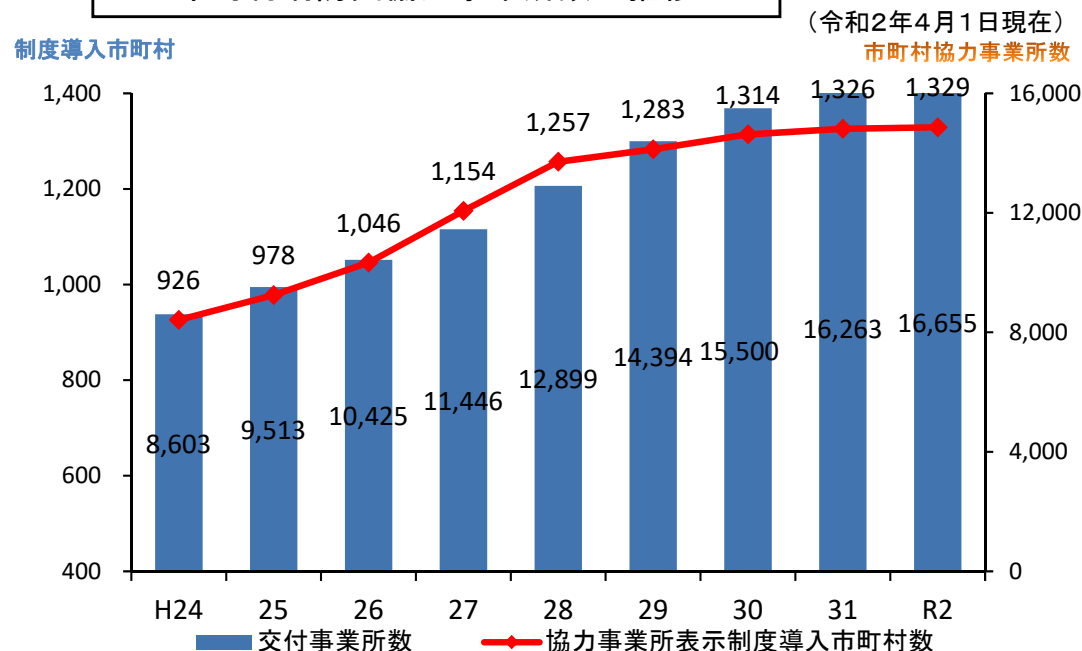
- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 786事業所



## 消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移



調査対象: 1,719市町村(東京都特別区は一つの市町村として計上)

※ 平成29年から、学生の消防団員がいる大学等や、複数の事業所を持つ企業も総務省消防庁消防団協力事業所の認定対象としている。（令和2年度交付団体のうち複数事業所は8団体）

# (参考) 消防団協力事業所表示制度等について②

## 自治体による支援策の実施状況

### 〈都道府県 29都府県〉

#### ①減税 3県

- ・法人事業税等の減税  
減税限度額 10万円（長野）、100万円（静岡）、  
100万円（一定の要件の場合200万円）（岐阜）

#### ②金融 5県

- ・県制度融資信用保証料割引（宮城、福島）
- ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野）
- ・中小企業制度融資（山梨、島根）

#### ③入札 22都県

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など  
（青森、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、東京、新潟、富山、石川、  
福井、山梨、長野、岐阜、静岡、島根、広島、山口、高知、福岡、  
長崎、熊本）

#### ④その他 18府県

- ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜）
- ・表彰制度（宮城、秋田、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、  
三重、兵庫、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、  
長崎）
- ・物品調達における優遇（京都）
- ・県ホームページでの事業所ホームページリンク無料掲載（山口）

### 〈市町村 388市町村〉

#### ①入札 251市町村

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など

#### ②その他 156市町村

- ・消防団協力事業所報償金制度
- ・協力事業所割引制度
- ・消火器の無償提供
- ・広報誌広告掲載料の免除
- ・防災行政無線戸別受信機の  
無償貸与
- ・表彰制度

# (参考) 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業事例①

## 広島県広島市（地域に根付いた企業との連携、大型街頭ビジョンを活用した広報）

### 【主な事業内容】

- 地域に根付いた企業と連携した活動
  - ・ 企業が運営するプロスポーツチームの試合会場において消防団のPRを実施。
- 大型街頭ビジョンを活用した広報
  - ・ 市の中心部に設置された大型街頭ビジョンで、「広島市消防団PRビデオ」を上映。



## 長崎県長崎市（学園祭における加入促進PR）

### 【主な事業内容】

- 消防団加入促進イベントの実施
  - ・ 若者に対するアプローチの一環として、学園祭において展示ブースを出展し、加入促進のPR活動を実施。



## (参考) 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業事例②

福岡県大牟田市（「消防団応援の店」を活用した消防団加入促進事業）

### 【主な事業内容】

- 「消防団応援の店」登録店拡充  
市内店舗に新規登録依頼するとともに、オリジナルの「のぼり」を作成し配布した。
- 「消防団応援の店」でイベントを実施  
大型店舗と協力し、消防車への乗車体験や防災クイズ等の消防団PRイベントを実施した。
- 「消防団応援の店」に入団窓口を設置  
消防団員の募集窓口拡大のため、市内店舗に入団申込書及び消防団員募集チラシを配布した。

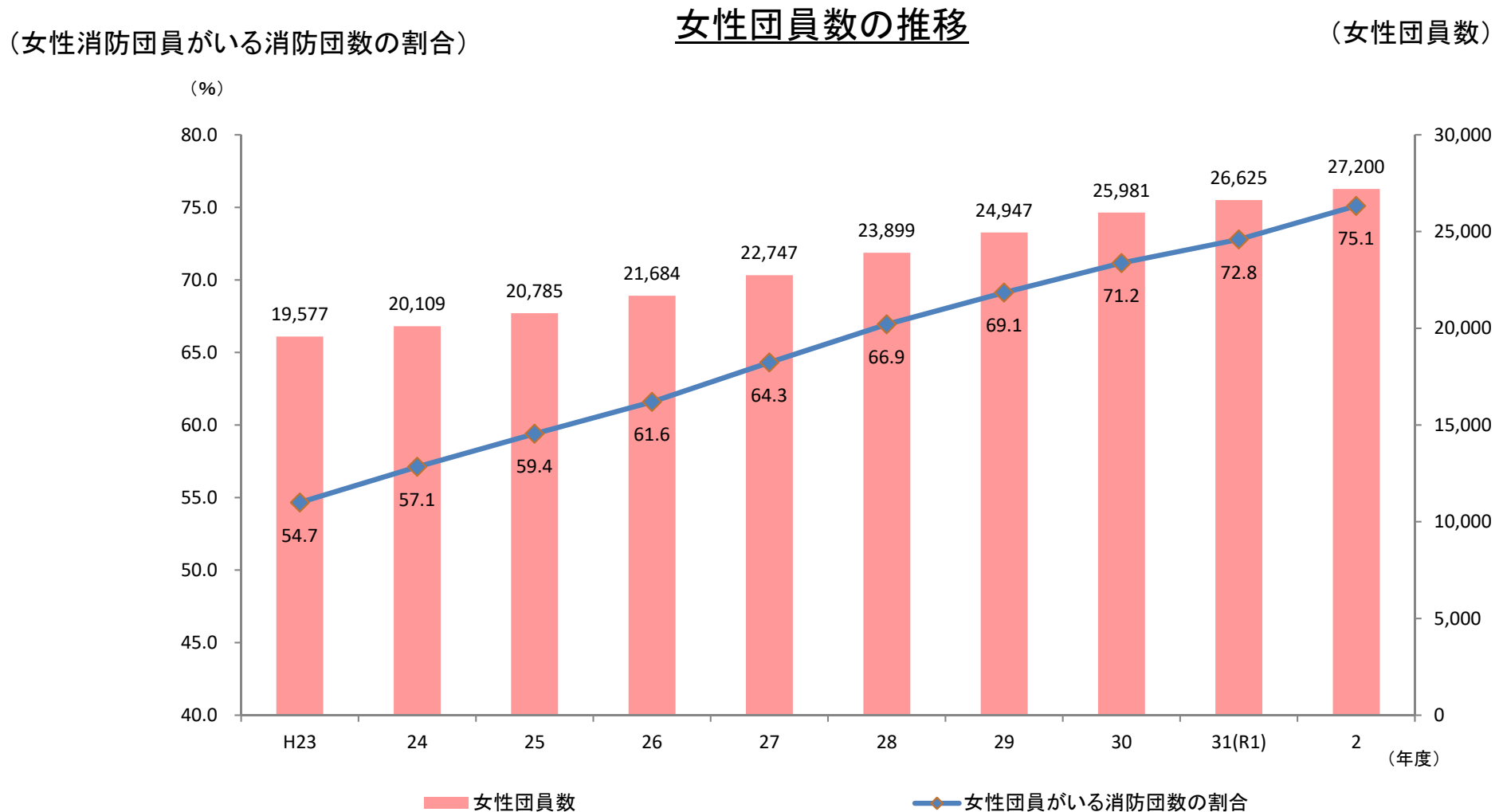


イベントの様子



# 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境（女性団員）①

- 消防団員数が減少する中で、女性団員は一貫して増加している。
- 女性団員は基本団員としての活動のほか、高齢者宅の防火査察などの活動や、市民を対象とした救命講習など、幅広い分野で活躍している。



女性消防団員数は27,200人で全体の約3.3%であり、前年度より575人増加。女性団員数は年々増加。



## 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境（女性団員）②

- 消防庁でも、従来から女性の強みを生かし活動のしやすさに配慮することなどにより、女性の入団促進に積極的に取り組むよう助言している。

（参考）「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知）（抄）

政府として、消防団員に占める女性の割合について、令和8年度（2026年度）に10%を目標としつつ、当面5%とする目標を掲げている中、本年4月1日現在、当該割合は3.2%であり、また女性消防団員が所属していない消防団の数は、同日現在、598（全体の約27%）にとどまっている。このため、令和9年3月末日までに消防団員に占める女性の割合が10%に達するよう、基本団員はもとより、女性の強みを生かし活動のしやすさに配慮した機能別団員制度の活用などにより、女性の入団促進に積極的に取り組むとともに、女性消防団員が所属していない消防団においては、令和4年3月末日までに女性消防団員が所属することとなるよう、早急に取り組むこと。

- さらに、全国女性消防団員活性化大会や全国消防団員意見発表会における意見交換や活動事例の発表などを通じ、消防団活動における女性の活躍を後押ししている。
- また、消防団拠点施設の増強の一環として実施する女性トイレ・更衣室の設置については、交付税措置が有利な地方債（緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置70%））を充当できることとしており、財政的な措置も行っている。
- 検討会前半においても、女性の活動環境の整備についてご意見をいただいたが、女性が参加しやすい運営・活動環境のために他にどのような取組が必要か。
  - ・ 女性消防団用の詰所や、詰所へのWi-Fiの設置など、団員の活動環境の整備も必要。（第1回 安達委員）

# (参考) 女性消防団員の活躍事例①

## 島根県安来市消防団（高齢者宅の防火査察・防災講習会の実施）

### 【主な活動内容】

- 女性消防団員が地区民生委員と共に一人暮らしの高齢者宅を訪問し、住宅の防火指導を行い、高齢者宅に多いストーブ、たばこ、電気機器火災について説明、あわせて住宅用火災警報器の設置状況を確認。



### 【主な活動内容】

- 小学生と保護者対象で実施、防災ゲーム、防災紙芝居、毛布による応急担架作成、新聞紙を使用した食事容器作成、段ボールベッドの作成等を行った。



## (参考) 女性消防団員の活躍事例②

### 高知県南国市消防団（消防団注水競技大会）

#### 【主な活動内容】

- 年に一回、技術練磨及び規律養成のため、注水競技大会を実施。
- 指揮者1名を含む5名が1チームでホース延長を行い、目標のドラム缶に注水し、ドラム缶の中のボールを出す早さを競う。  
ホースの迅速な延長と正確な放水技術、チームワークを競う大会を実施し、女性団員として注水競技大会に参加することで、技術向上を図っている。



### 宮城県大崎市消防団（普通救命講習、消防・救急イベントへの参加・派遣）

#### 【主な活動内容】

- 地元高校生の普通救命講習補助、消防イベントにおける救急に関する寸劇、救急の日イベント等に積極的に参加し、女性消防団員が活躍している。





## (参考) 女性消防団員の活躍事例③

山口県山口市消防団（イベント会場などでの広報活動や防災講習、現場での活躍）

### 【主な活動内容】

- 女性団員を中心とした「予防隊」を結成し、各種防火イベントや児童クラブ等において、火災予防などの啓発活動、防災講習を実施。
- 分団に所属する女性団員は、男性団員と共に火災現場などの最前線に出動し活躍している。



愛知県豊橋市消防団（救命講習の実施・消防団PR事業）

### 【主な活動内容】

- 女性分団員が講師となり、市民に対して救命講習を実施。
- 女性分団員が中心となり、市民に対する防火防災の啓発活動を積極的に行うことで、消防団の認知度を高め、消防団員の加入促進を図っている。



# (参考) 全国女性消防団員活性化大会の開催

## ○ 概要等

全国の女性消防団員が一堂に集い、日頃の活動やその成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層活性化させることを目的として、全国女性消防団員活性化大会を平成6年から開催。

## ○ 内容

- ・活動事例発表
- ・記念講演
- ・火災予防啓発劇
- ・パネルディスカッション 等



## ○ 過去の実績等

|      |                    |            |              |
|------|--------------------|------------|--------------|
| 第20回 | ちば大会 (H26. 11. 14) | 開催地：千葉県浦安市 | (参加者約3,800名) |
| 第21回 | 佐賀大会 (H27. 10. 29) | 開催地：佐賀県佐賀市 | (参加者約3,000名) |
| 第22回 | 北海道大会 (H28. 6. 3)  | 開催地：北海道札幌市 | (参加者約3,400名) |
| 第23回 | 広島大会 (H29. 11. 16) | 開催地：広島県広島市 | (参加者約3,300名) |
| 第24回 | 滋賀大会 (H30. 11. 9)  | 開催地：滋賀県大津市 | (参加者約3,500名) |
| 第25回 | 青森大会 (R1. 9. 19)   | 開催地：青森県青森市 | (参加者約3,500名) |

※R2は新型コロナウイルス感染症のため中止

第26回 徳島大会 (R3. 11. 19) 予定 開催地：徳島県徳島市

## ○ 主催

消防庁、(公財)日本消防協会、実行委員会(開催地消防協会、開催都道府県、開催市)

## ○ 後援

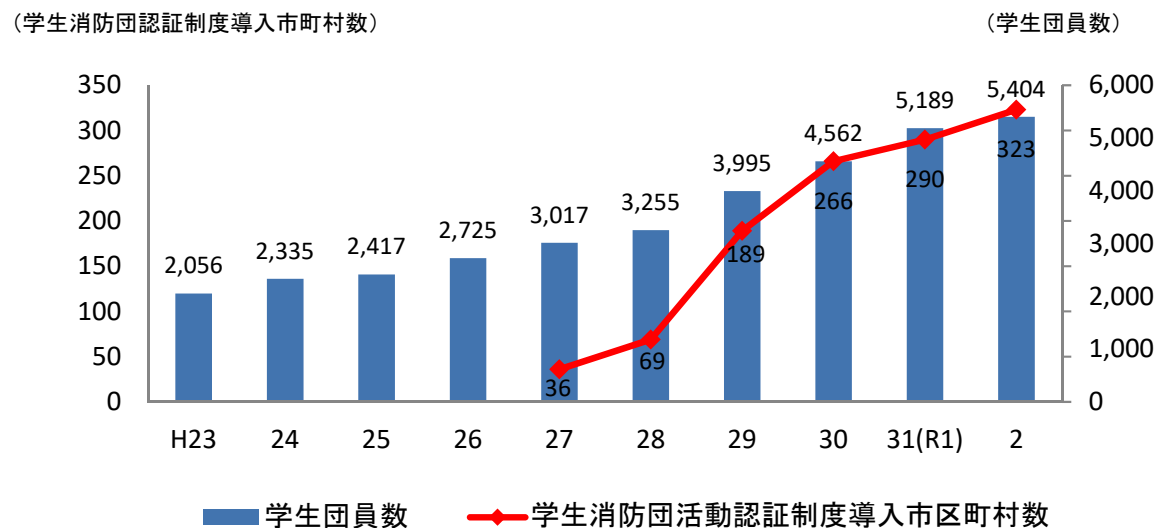
開催地市長会、開催地町村会、開催地消防長会等



# 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境（学生団員）①

- 消防団員数が減少する中で、学生団員は、女性団員と同様に一貫して増加している。
- 消防庁では、学生団員の士気向上のため、学生消防団活動認証制度を平成26年に創設し、学生団員がより参加しやすい施策を講じてきた。
- また、平成30年消防庁長官通知において、転勤や進学に伴う転居により退団する層の存在を踏まえ、転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにするため、消防団員歴を示す紹介状の例を示し、転入先の地方公共団体における入団手続きの簡素化等に活用するよう地方公共団体へ助言している。

## 学生団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は5,404人であり、前年度より215人増加。学生団員数は年々増加。



# (参考) 学生消防団活動認証制度 (平成26年11月～)

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況 (R2.4.1時点)】

| 時点       | 導入済団体 |
|----------|-------|
| H28.4.1  | 69    |
| H29. 4.1 | 189   |
| H30.4.1  | 266   |
| H31.4.1  | 290   |
| R2.4.1   | 323   |

約4.7倍

【参考】大学設置市町村における  
学生消防団活動認証制度導入状況

| 大学設置<br>市町村数 | 大学設置自治体のうち<br>認証制度導入市町村数 | 導入割合  |
|--------------|--------------------------|-------|
| 547          | 239                      | 43.7% |

令和2年4月1日時点 (消防団組織概要調査より)

## 制度の概要

### 認証対象者

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

市(町村)長

(認証の可否について審査)

「学生消防団活動認証状」及び  
「学生消防団活動認証証明書」の交付

「学生消防団活動  
認証決定通知書」  
の交付

学生消防団員

消防団長

企業

就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を提出

## 消防庁様式

### 学生消防団活動認証状

〇〇市(町村) 学生消防団活動  
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。  
(活動内容)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

(消防庁様式)

### 学生消防団活動認証証明書

〇〇市(町村) 学生消防団活動  
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市(町村) 学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏 名) 〇〇 〇〇  
(生年月日) 平成 年 月 日  
(活動内容)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

(消防庁様式)

## 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境（学生団員）②

- また、若年層、特に学生に、消防団の活動に対する興味を惹起するためには、より早い時期に防火・防災活動に携わってもらうことが有効である。
- 少年・少女が防火及び防災について学習するための活動の機会や組織としては、防災訓練等への参加や行事・コンクールへの参加等を行う「少年消防クラブ」がある。
- 消防庁では、少年消防クラブが未来の消防団員を育てるために重要な役割を担っていることを踏まえ、平成20年に、少年消防クラブから消防団加入への年齢的な接続の円滑化を目的として、少年消防クラブの加入対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請している。
- 現在も高校生のクラブ員が多い団体に対しては、引き続き高校生のクラブへの入団を促進することや、規約等による「中学生まで」などの年齢制限規定の改正を要請することで、未来の消防団を担う人材の育成を進めてはどうか。



## 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境（学生団員）③

- 一方で、地域によっては、高校生クラブ員がいない団体も存在する。
- 消防庁が昭和40年に示した条例（例）では、「年齢18歳以上の者」を任用することを基本としているが、これは、当時は基本団員のみを想定しており、労働基準法による制限や、運転免許の取得制限等を踏まえ定めたものであり、高校生を消防団から排除する趣旨ではない。

（参考）〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）（抄）  
（任用）

**第三条** 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市（町村）長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市（町村）長の承認を得て任用する。

- 一 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
- 二 年齢十八歳以上の者
- 三 志操堅固で、かつ身体強健な者

- そこで、高校生クラブ員がいない団体については、機能別分団制度の導入を踏まえ、広報や避難所運営など（上記制限に抵触しない事項）を活動内容とした機能別分団に学生の入団を促してはどうか。

## 幅広い住民が参加しやすい運営・活動環境（学生団員）④

- 実際に18歳になった高校生が消防団員となる例が存在する（神奈川県横浜市）ほか、岡山県美作市のように、広報・啓発活動や避難所運営の補助を行う機能別団員として、15歳以上の高校生の入団を条例上認めている（基本団員の入団資格は18歳以上）ケースも存在する。

※ 美作市においては、高校生の入団に際しては、保護者と学校長の同意書を必要としている。

- 学生や高校生が参加しやすい運営・活動環境のために、その他に今後どのような取組が必要か。

# (参考) 機能別団員・機能別分団について

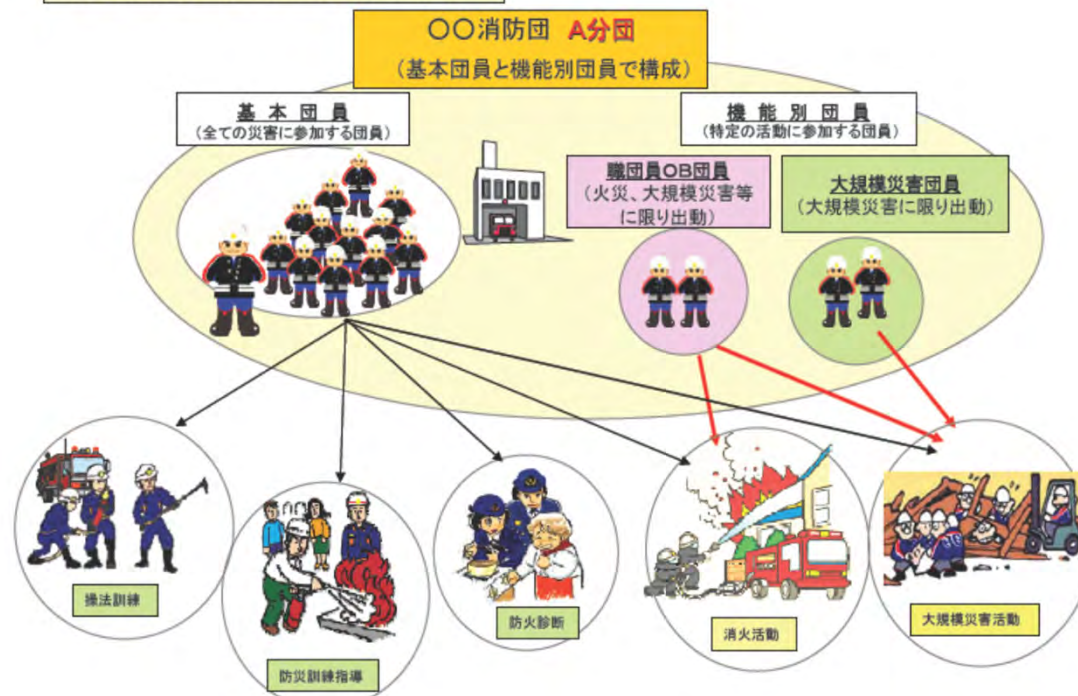
- 機能別団員・機能別分団は、消防団員がすべての災害活動に参加する基本的な消防団制度の**補完的な制度**として、各市町村が地域実態に応じて採用(R2.4.1現在 558市町村が導入済)。

＜平成17年1月26日付け消防庁消防課長通知により、全国の市町村に制度導入を要請＞

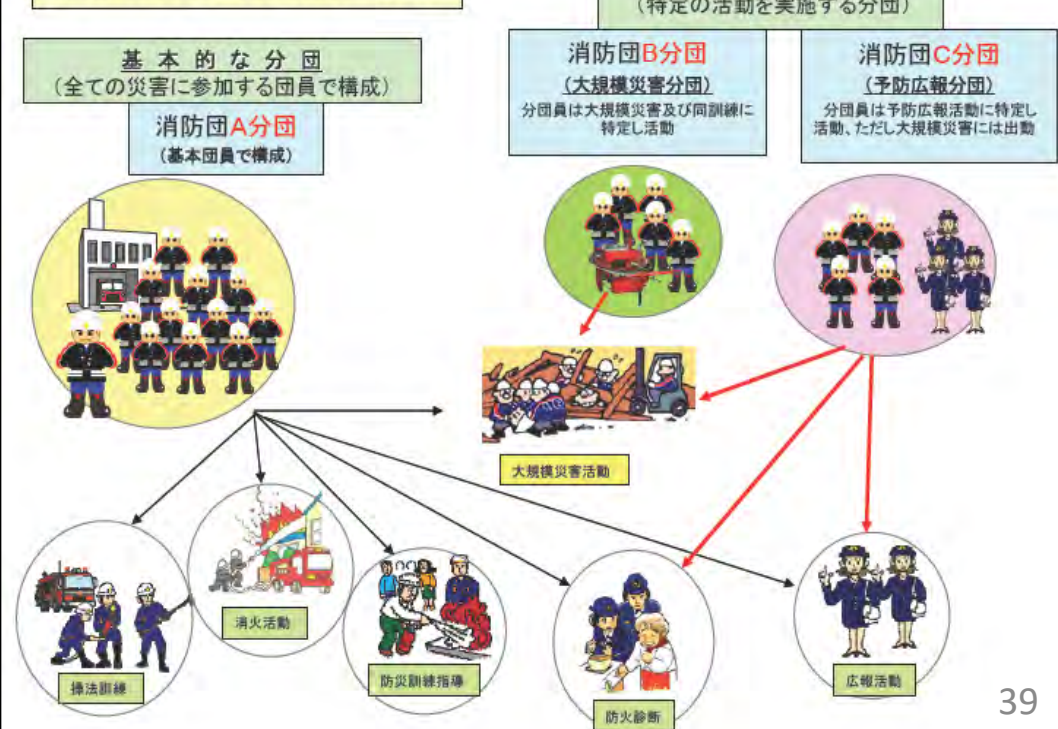
- 機能別団員(特定の活動、役割のみに参加する団員)
  - ・ 基本団員と同等の活動ができないなどの人が、入団時に決めた特定の活動・役割に参加する制度
  - ・ 消防職員・団員OB、被用者、女性等が担い手となることが今後も想定される

- 機能別分団(特定の活動、役割を実施する分団)
  - ・ 特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動を実施する制度
  - ・ 機能別分団の例としては、大規模災害対応、火災予防対応などを目的とした分団や事業所単位の分団

## 機能別団員の活用事例



## 機能別分団の活用事例





# （参考）学生消防団員入団促進のための取組事例①

## 鹿児島県鹿児島市消防団（学生機能別分団の設立・大学祭での防災PR等）

### 【主な活動内容】

- 令和元年度に学生機能別分団を設立。近隣の大学に出向き説明会を実施し、200名の定員に対し97名が加入（令和2年度時点）。
- 大学祭での防災チラシの配布など、学生ならではのPR活動の役割を担う。今後は従来の説明会を通じた募集に加え、現役の分団員による勧誘（口コミ）等により団員数を確保していく方針。
- 学生団員からは「訓練・活動に参加することで自分自身の成長につながった」「同世代の仲間が増えて集中しつつも楽しく活動している」といった声が寄せられている。



学園祭でのPR活動の様子

## 京都府京都市山科消防団（救急救命関係の大学における勧誘活動）

### 【主な活動内容】

- 近隣の救急救命関係の大学にて勧誘を実施。
- 救急救命士を目指す学生が、自らのスキル向上のために加入するケースが多く見られる。また、救命技術の向上のためのサークルに所属する団員が自らサークル内で広報することもある。
- 学校の教員が消防団OBということもあり、学校側からも入団の後押しを得られている（技術向上、就職に有利などの呼びかけ）。



学生への説明会の様子



## (参考) 学生消防団員入団促進のための取組事例②

### 東京都豊島区豊島消防団（「学生リーダー」の設置による入団促進）

#### 【主な活動内容】

- 「学生リーダー」を指定し、消防団活動への質問や相談を受けるなど、学内入団希望者の世話役として入団促進に大きく貢献している。
- 団員募集ポスターに現役の学生消防団員を起用。
- 学生リーダーが中心となって入団促進ガイダンスを実施し積極的な入団促進を行い、毎年25人程度の入団者を確保。
- 団員からは「団員として社会に関わることで、自身の成長につながった。」「防災訓練を指導する立場になり、理解してもらうことの大切さを実感した。」といった声が寄せられている。



### 東京都目黒区目黒消防団（街頭、学校行事での広報活動）

#### 【主な活動内容】

- 消防団行事への参加のほか、街頭での消防団員募集広報活動にあたっている。
- 地域貢献を目的として、学校行事として入団促進説明会（6月頃）を実施している。
- 毎年60～70人程度の入団者を確保している。



# (参考) 少年消防クラブの現状と今後の方向性①

## 1 少年消防クラブ（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第18条）： 少年が防火及び防災について学習するための組織

- 昭和25年12月1日付国家消防庁管理局長通知により、少年に火災予防思想を教養指導する方法として、10歳以上15歳未満の少年（少女を含む）により編成
- 平成20年11月21日付消防庁国民保護・防災部防災課長通知により、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

## 2 少年消防クラブの現況（令和2年5月1日現在）

組織数 4,352クラブ

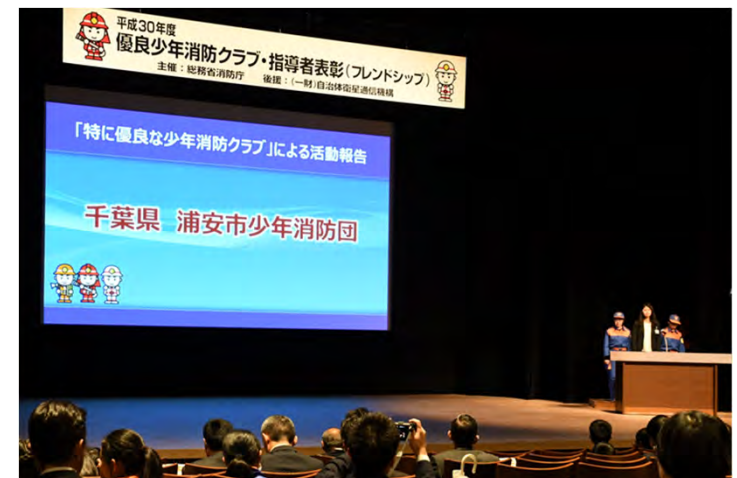
人員 411,556人（小学生282,306人、中学生126,708人、高校生998人、その他1,544人）



北海道67人、青森県153人、埼玉県63人、東京都514人、三重県31人など21都道府県

## 3 活動内容

- 防災訓練等への参加、消防訓練（実技）
- 防火、防災知識の普及（講義）
- 行事・コンクールへの参加
- 学校内の安全点検、○防災マップ作り 等



## (参考) 少年消防クラブの現状と今後の方向性②

### 4 主な団体の状況

#### 高校生クラブ員が多い団体

- 青森県（153人）
  - ・ 八戸地域（5校）と十和田地域（1校）で高校単位のクラブが存在。消防庁の通知や次世代の人材育成が市議会で取り上げられたことなどが結成の契機。
  - ・ 高校の訓練で、クラブ員が避難誘導や消火器取扱いを指導。
  - ・ 繁華街に近いクラブは、放火防止対策として清掃活動を行うなど、地域特性に応じた活動。
- 東京都（514人）
  - ・ ほとんどがOB・OGとして、小中学生の指導を担当。
  - ・ この他、自らも消防吏員から消火方法等の指導を受けている。

#### 高校生クラブ員がいない団体

- ・ 高校生になると学業や部活動に忙しく、自然と抜けていく。
- ・ 高校生になると広い地域から生徒が集まるため、組織化が難しい傾向。
- ・ クラブ員資格について、規約や団則により「中学校3年生まで」などと制限している。
- ・ 高校生に少年消防クラブを浸透させるより、将来を見据え、消防団活動を紹介した方がいい。

### 5 高校生の活用に関する今後の方向性

それぞれの地域の実情に応じて、

#### ○ 少年消防クラブ員として

- ・ 青森県や東京都のように、現在も高校生のクラブ員が多い団体については、引き続き、高校生のクラブへの入団を促進
- ・ 規約等による「中学生まで」などの年齢制限規定の改正を要請

#### ○ 消防団員として

- ・ 高校生の消防団（機能別団員）への入団を促進





# (参考) 高校生の加入促進のための取組事例①

## 青森県 少年消防クラブ（地域に根ざした活動）

### 【主な活動内容】

- 八戸地域、十和田地域内の高校6校で少年消防クラブが組織されている。
- 東日本大震災後、地域防災力の向上を目的とした次世代の人材育成について市議会で取り上げられた事を背景として、消防クラブが結成された。
- 訓練指導等については、管轄消防署や地元消防団が行い、地域に根ざした活動を通して防災意識の高揚を図る。
  - (例) ・沿岸地域では、地震・津波・救命処理の教養修得に取り組む
  - ・女子校のクラブでは、乳幼児向けの救急法を学ぶ
  - ・繁華街の近隣のクラブでは、放火防止対策として清掃奉仕活動を行う

## 岡山県美作市消防団（15歳以上の高校生の入団）

### 【主な活動内容】

- 若年層の団員確保の取組の一環として、15歳以上の高校生の入団を条例上認めている。
- 学生は機能別団員として採用され、消防団活動の広報・啓発や災害時の避難所設営補助としての役割を想定。
- 医療系専門学校をはじめ、近隣の学校への訪問を通して引き続き入団促進を図る。

### 学生の皆様へ

地域での交流活動の一環として、火災予防活動（パンフ配布、啓発活動等）

を担ってみませんか。（※制服貸与、報酬有ります。）

美作市では、皆様の入団をお待ちしております。

※以下の内容（記事、データ）は総務省消防庁HPから引用しています。

### 学生消防団員の活躍

近年、消防団員が減少し、平均年齢の上昇が進む中、高校生・大学生・専門学生等、若い力の消防団活動への参加が強く期待されています。このことから、各地で大学生、高校生、専門学生等を消防団員として採用しようという動きが広まりをみせており、令和2年4月1日現在で5,404人の学生団員が活躍しています。

（学生消防団員数の推移は下図参照）

例えば愛媛県の松山市消防団では、大規模災害時に避難所等で応急救護や物資配布などの支援を主な任務とする「大学生防災サポーター」が活動しています。平常時には、市の防災訓練などで訓練を積むとともに、広報活動、応急手当や心肺蘇生法などの普及指導活動も行っています。



学生を対象にした説明会資料より



# (参考) 美作市機能別消防団員募集要項



## 美作市機能別消防団員募集要項



美作市消防団では、新たに機能別消防団制度を導入します。  
機能別消防団員とは、基本消防団員が行う消火活動などの現場活動ではなく、特定の活動や限られた時間の中でそれぞれの能力を活かしながら活動する消防団員で、全国的にも年々増加しています。  
女性ならではのきめ細やかな対応や、若い方の行動力、吹奏技術を活かし、地域に密着した消防団活動に参加していただける方の入団をお待ちしています。

### 1 応募資格

- (1) 15歳以上(中学生を除く)の健康な方
- (2) 美作市内に居住、通勤または通学されている方
- (3) 消防団活動(地域防災)に関心があり、参加できる方

### 2 募集定員

|       |       |
|-------|-------|
| ラッパ隊  | 5名程度  |
| 女性消防隊 | 10名程度 |
| 学生消防隊 | 25名程度 |

### 3 募集期間

随時受け付けています。

### 4 主な活動内容

- |         |                                                |
|---------|------------------------------------------------|
| (ラッパ隊)  | ・訓練、行事においてラッパの吹奏<br>・ラッパ吹奏の練習(月2回、平日夜2時間程度)    |
| (女性消防隊) | ・訓練、行事において司会進行の補助<br>・火災予防活動、救急技術の普及活動、防災啓発活動  |
| (学生消防隊) | ・大規模災害時の避難所開設の運営補助<br>・火災予防運動、救急技術の普及活動、防災啓発活動 |

※この他に団長が特に必要と認めた業務に従事していただきます。

### 5 待遇

#### (1) 身分

非常勤特別職の地方公務員(消防団員)となります。

### (2) 報酬等(本人の口座への振込となります。)

美作市消防団条例で規定された額(年額)を支給します。

|         |         |
|---------|---------|
| (ラッパ隊)  | 10,000円 |
| (女性消防隊) | 10,000円 |
| (学生消防隊) | 4,000円  |

費用弁償 あらかじめ指定された訓練のみ支給します

### (3) 被服

活動服、アポロキャップ等、それぞれの活動に必要な被服等が貸与されます。

### (4) 福利厚生

福祉共済制度、公務災害補償、退職報償金(勤続5年以上)等があります。

### 6 応募及び選考

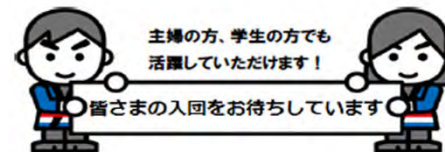
- (1) 所定の入団申込書に必要事項を記入し、美作市消防総務課消防団係へ提出または郵送してください。  
※高校生の場合は保護者・学校長の同意書が必要です。(別途様式)
- (2) 書類及び面接により選考いたします。  
詳細は応募者に別途通知いたします。

### 7 活動開始日

採用決定後、個別にご連絡いたします。

### ●書類提出・お問い合わせ先

〒707-0024 美作市檜原下 1100  
美作市消防本部 消防総務課 消防団係  
電話 0868-72-2601  
※月曜日～金曜日の8時30分から17時15分まで  
(祝日・年末年始を除く)



主婦の方、学生の方でも  
活躍していただけます！

皆さまの入団をお待ちしています

## (参考) 高校生の加入促進のための取組事例②

### 神奈川県横浜市消防団

横浜市には18の行政区に20の消防団があるが、全消防団員7,739人の平均年齢は、令和3年4月1日時点で50歳となっており、若年層の団員確保が課題となっている。

その課題解消のため、横浜市の5消防団で高校生の消防団員が誕生した。

#### 【高校生の入団を始めた経緯】

○ 平成30年頃から消防団の高齢化問題が課題となっており、将来、消防団の担い手となる高校生に着目。

- ・ 高校に出向き、消防団の説明会を開催したほか、インターンシップの受け入れ、生徒と合同火災予防広報を行った消防団もあった。

#### 【主な活動内容】

○ 日々の器具点検、大規模災害対応訓練、巡回広報、水利調査、ポンプ操法訓練 ほか

#### 【高校生の加入促進に向けた取組】

○ 高校に学生消防団募集のポスターを掲示したが、実際に入った学生団員は、ホームページやポスターのQRコードから電子申請される方が多数を占める。

#### 【高校生団員の声（やりがい）】

##### 《鶴見消防団》(令和2年度入団)

小さい頃から消防団に憧れ、18歳になったら消防団に入ると決めていました。今後は地域の役に立つとともに、将来的には分団長のような地域防災のリーダーになれたらと思います。

##### 《金沢消防団》(令和2年度入団)

母が団員として活動しており、その姿を見て地域貢献したいと思っていました。応急手当を身に付けたいです。

##### 《緑消防団》(令和2年度入団)

父が消防団員として活躍する姿を見て、幼いころから消防に興味を持ち、将来は消防士になりたいと思っていました。将来の夢に一步近づき、とてもやりがいを感じています。

##### 《泉消防団》(令和2年度入団)

消防団に入団し、自分の成長を感じています。また、消防団活動は、学校の授業と被らないので参加しやすいです。



鶴見消防団



南消防団



緑消防団